

第 1 編 一般企業関係審査・調整等の概要

第 1 章 不当労働行為の審査

第 1 節 不当労働行為審査の概況

1 初審事件の状況

(1) 概況

令和 5 年の不当労働行為事件取扱件数は、第 1 表のとおりである。新規申立件数は、4 年に対し 28 件増加し、255 件であった。なお、地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は 4 件であり、4 年より 2 件増加となった（第 13 表参照）。新規申立件数 255 件のうち、合同労組事件の新規申立件数は 192 件で、新規申立件数に占める割合は 75.3%となっており、4 年より減少している（第 14-1 表参照）。

一方、終結件数をみると、命令・決定件数は 82 件（地方公務員等公務関係事件は 3 件）と 4 年に対し 9 件減少となっており、取下・和解件数は 168 件（地方公務員等公務関係事件は 0 件）と 4 年に対し 7 件の増加となり、その結果、次年への繰越件数は 536 件となった。

第 1 表 不当労働行為事件取扱件数（初審）

（単位：件）

区分 年		係属状況			終結状況				次年繰越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	移送	計	
総計	3	537	277	814	177	81 ②	—	258 ②	556
	4	556	227	783	161	91	—	252	531
	5	531	255	786	168	82	—	250	536
業 関 係 民 事 企 業 間 事 件	3	369	270	639	168	79 ②	—	247 ②	392
	4	392	225	617	161	73	—	234	383
	5	383	251	634	168	79	—	247	387

（注） ○内数字は分離事件で外数である。

(2) 新規申立ての状況

イ 新規申立件数

令和 5 年における新規申立件数は 255 件であり、4 年の 227 件に対し 28 件増加している。その内訳をみると、民間企業関係事件は 251 件で、4 年の 225 件に対し 26 件増加している（第 1 表参照）。一方、地方公務員等公務関係事件

は4件で、4年の2件に対し2件増加している（第13表参照）。

新規申立件数を労委別にみると、東京が79件（4年83件）で最も多く、次いで大阪75件、神奈川26件、愛知14件、群馬7件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京が78件（4年83件）で最も多く、次いで大阪74件、神奈川26件、愛知14件、群馬・兵庫7件などの順であり、地方公務員等公務関係事件では、東京、三重、大阪、鹿児島が1件となっている（巻末統計表第1-1表及び第1-2表参照）。

ロ 申立人別新規申立件数

新規申立件数255件を申立人別にみると、組合申立てが249件（新規申立件数の98%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立てが4件（同2%）、個人申立てが2件（同1%）となっている。これを民間企業関係事件についてみると、組合申立てが246件（民間企業関係事件新規申立件数の98%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立て4件（同2%）、個人申立て1件（同0%）の順となっている（巻末統計表第3-1表及び第3-2表参照）。

ハ 労組法第7条該当号別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数251件を労組法第7条該当号別に重複集計してみると、2号関係事件192件（民間企業関係事件新規申立件数の76%）、3号関係事件124件（同49%）、1号関係事件105件（同42%）、4号関係事件8件（同3%）の順となっている。また、これらの内訳をみると、2号事件が93件（同37%）で最も多く、次いで1・2・3号事件40件（同16%）、2・3号事件37件（同15%）、1・3号事件27件（同11%）などの順になっている（巻末統計表第4-2表参照）。

ニ 企業規模別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数251件を企業規模別にみると、49人以下が68件（民間企業関係事件新規申立件数の27%）で最も多く、次いで100人以上499人以下が62件（同25%）、1,000人以上が37件（同15%）、50人以上99人以下が24件（同10%）、500人以上999人以下が11件（同4%）の順となっている（巻末統計表第5-2表参照）。

ホ 業種別新規申立件数

新規申立件数255件を産業大分類別にみると、運輸業、郵便業が49件（新規申立件数の19%）で最も多く、次いで医療、福祉が33件（同13%）、製造業が31件（同12%）などの順になっている。さらにこれらを中分類でみると、道路貨物運送業が24件（同9%）、社会保険・社会福祉・介護事業が22件（同9%）、ハイヤー・タクシー業、医療業が11件（同4%）、などの順となっている（巻末統計表第6-1表参照）。

(3) 終結の状況

イ 終結件数

令和5年における終結件数は250件であり、4年の252件に対し2件減少となっている。その内訳をみると、民間企業関係事件は247件で、4年の234件に対し13件増加し、地方公務員等公務関係事件は3件で、4年の18件に対し15件の減少となっている（前掲第1表及び第13表参照）。

終結区分の内訳は、命令・決定によるものが82件（終結件数の33%）、取下・和解によるものが168件（同67%）となっている。これを民間企業関係事件についてみると、命令・決定によるものが79件（民間企業関係事件終結件数の32%）で、4年に対し6件増加し、取下・和解によるものが168件（同68%）で、7件増加している（前掲第1表、巻末統計表第2-1表及び第2-2表参照）。

終結件数を労委別にみると、東京が114件で最も多く、次いで大阪58件、神奈川21件、北海道・愛知8件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京114件、大阪57件、神奈川21件、北海道・愛知8件などの順となっている（巻末統計表第1-1表及び第1-2表参照）。

以上の結果、5年の未処理件数（6年への繰越件数）は536件で、前年からの繰越件数531件に対し、5件の増加となっている。なお、5年における終結率 $\left[\frac{250}{786} \times 100\right]$ は32%であり、4年の32%と同率となっている。

これを民間企業関係事件でみると繰越件数は387件で、前年からの繰越件数383件に対し4件増加しており、その終結率は39%と4年の38%に対して1ポイント増となっている（前掲第1表、巻末統計表第2-1表及び第2-2表参照）。

ロ 命令・決定の状況

命令・決定による終結件数82件の内訳をみると、一部救済命令が36件（前年31件）で最も多く、次いで全部救済命令25件（同22件）、棄却命令17件（同24件）、却下決定4件（同14件）の順となっている（巻末統計表第2-1表参照）。

ハ 和解の状況

和解（取下を除く。）による終結件数は140件であり、4年の130件に対し10件増加している。その内訳は関与和解によるものが114件（4年104件）、無関与和解によるものが26件（同26件）となっている（巻末統計表第2-1表参照）。

これを、和解が審査手続上どの段階で成立したかをみると、申立てから第1回調査に入るまでの段階が16件（和解による終結件数の11%）、第1回調査から第1回審問前までの段階が115件（同82%）、第1回審問から結審前までの段階が7件（同5%）、結審以降が2件（同1%）となっている（第2-1表参照）。さらに、これを労委の関与、無関与の別にみると、申立てから第1回審問前の131件では関与和解が107件（審問前終結131件の82%）、無関与和解が24件（同18%）であり、第1回審問以降の9件では、関与和解が7件（審問以降終

結 9 件の 78%)、無関与和解が 2 件 (同 22%) となっている (第 2-1 表参照)。

なお、労組法第 27 条の 14 第 2 項の規定に基づく和解認定の申立件数は 0 件であった (第 2-2 表参照)。

また、民間企業関係事件の和解により終結した 140 件を労組法第 7 条該当号別にみると、1 号関係事件 61 件、2 号関係事件 102 件、3 号関係事件 71 件、4 号関係事件 4 件となっている (1 つの事件で 2 つ以上の号に関係するものがあり、合計は事件数と一致しない) (第 2-3 表参照)。

第 2-1 表 和解事件の段階別終結件数 (初審)

(単位: 件、%)

年	区分	審問前		第 1 回審問以降		計
		申立から第 1 回調査に入るまでの段階	第 1 回調査から第 1 回審問までの段階	第 1 回審問から結審前までの段階	結審以降	
元		12 (9)	108 (77)	16 (11)	4 (3)	140 (100)
2		16 (12)	98 (76)	9 (7)	6 (5)	129 (100)
3		7 (6)	101 (83)	10 (8)	4 (3)	122 (100)
4		11 (8)	110 (85)	5 (4)	4 (3)	130 (100)
5		16 (11)	115 (82)	7 (5)	2 (1)	140 (100)
	うち関与和解	10 (63)	97 (84)	6 (86)	1 (50)	114 (81)
	うち無関与和解	6 (38)	18 (16)	1 (14)	1 (50)	26 (19)

(注) 分離事件を除く。

第 2-2 表 和解の認定件数 (初審)

(単位: 件)

(単位：件)						
年	区分	和解件数	和解認定 申立	和解認定		不認定
				うち和解調書作成	うち執行文付与	
3		122	1	1	0	0
4		130	0	0	0	0
5		140	0	0	0	0

(注) 分離事件を除く。

第2-3表 労組法第7条該当号別終結(和解)件数[民間企業関係]

(単位：件)

区分 年	1号関係	2号関係	3号関係	4号関係	和解件数
3	48	96	61	5	119
4	61	113	73	4	130
5	61	102	71	4	140

(注)・1つの事件で2つ以上の号に関係するものがあり、1～4号関係の合計は事件数(和解件数合計)と一致しない。

・分離事件を除く。

次に、民間企業関係の和解で終結した事件の内容をみると、1号関係事件61件の内訳は、関与和解が49件、無関与和解が12件となっている。そのうち解雇事件の和解内容をみると、解雇撤回・原職復帰及び再採用により職場復帰したものは計0件、解雇取消・依願退職及び解雇承認により職場を去ったものが計13件(解雇事件の和解61件の21%)などとなっている(第3表参照)。

第3表 労組法第7条第1号関係のうち解雇事件の和解内容(初審)

(単位：件)

区 分		計	関与和解	無関与和解
合 計		(61) 61	(49) 49	(12) 12
職 場 に 復 帰 し た も の	小 計	0	0	0
	解 雇 撤 回 ・ 原 職 復 帰	0	0	0
	再 採 用	0	0	0
職 場 を 去 っ た も の	小 計	13	13	0
	解 雇 取 消 ・ 依 願 退 職	11	11	0
	解 雇 承 認	2	2	0
そ の 他 (含 不 明)		48	36	12

(注) 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 ()内数字は、労組法第7条1号関係事件の和解による終結件数である。

2号関係事件102件の内訳は、関与和解85件、無関与和解17件となっている。和解内容を項目別にみると、紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなったもの53件(2号関係事件の和解内容の総数102件の52%)、団交ルールを決めたもの17件(同17%)などとなっている(第4表参照)。

第4表 団交拒否事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(102) 102	(85) 85	(17) 17
今 後 の 団 交 を 約 し た	1	0	1
団 交 ル ー ル を 決 め た	17	17	0
申 立 後 団 交 し た	0	0	0
紛争事項の解決に伴い救済申立 の維持の必要がなくなった	53	48	5
そ の 他 （ 含 不 明 ）	31	20	11

（注） 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 （ ）内数字は、労組法第7条第2号関係事件の和解による終結件数である。

3号関係事件75件の内訳は、関与和解58件、無関与和解17件となっている。和解内容を項目別にみると、和解にあたり解決金を支払う内容で和解したもの29件（3号関係事件の和解内容の総数75件の39%）、和解にあたり団交ルールを設定又は団交を約束したもの15件（同20%）などとなっている（第5表参照）。

第5表 支配介入事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(71) 75	(54) 58	(17) 17
不 利 益 ・ 支 配 介 入 を 是 正 す る こ と で 和 解	6	6	0
紛 争 事 項 を 今 後 協 議 （ 含 事 前 協 議 制 履 行 ）	0	0	0
団 交 ル ー ル を 設 定 又 は 団 交 を 約 束	15	15	0
解 決 金 支 払	29	29	0
そ の 他 （ 含 不 明 ）	25	8	17

（注） 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 （ ）内数字は、労組法第7条3号関係事件の和解による終結件数である。

(4) 審査の状況

イ 処理日数

令和5年中に終結した初審事件の平均処理日数をみると、命令・決定では747日（4年2,543日）、取下・和解では480日（同354日）、総平均では567日（同1,144日）となっており、前年に比べると、命令・決定においては処理日数が減少した一方で、取下・和解においては処理日数が増加している（巻末統計表第7表参照）。ちなみに、民間企業関係事件の平均処理日数は、命令・決定では749日（4年698日）、取下・和解では480日（同354日）、総平均では566日（同461日）となっている。

また、移送事件を除いた終結件数250件のうち1,000日以上を要した事件は33件である（巻末統計表第8-1表参照）。

次に、命令・決定に要した段階別平均処理日数（審問を経ず命令・決定した事件は含まない。）についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が707日（4年551日）、第1回審問から結審前までの期間が178日（同138日）、結審から命令書交付までの期間が191日（同157日）となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が66%と最も多く、次いで、結審から命令書交付までの期間が18%、第1回審問から結審前までの期間が17%の順となっている（第6表参照）。

第6表 命令・決定事件（初審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、%）

区分 年	申立から第 1回審問前 までの期間	第1回審問 から結審前 までの期間	結審から命 令書交付ま での期間	計
元	462 (64)	130 (18)	148 (20)	740 (100)
2	429 (61)	123 (17)	156 (22)	708 (100)
3	436 (65)	103 (15)	135 (20)	673 (100)
4	551 (65)	138 (16)	157 (19)	846 (100)
5	707 (66)	178 (17)	191 (18)	1,077 (100)

（注）審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

ロ 調査・審問回数及び証人数

令和５年中に終結した初審事件 250 件（移送事件を除く）について、１件当たりの平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、調査回数が 6.2 回（４年 5.3 回）、審問回数が 0.9 回（同 0.8 回）、証人数は 1.0 人（同 1.0 人）となっている。終結事由別にみると、取下・和解事件では、調査回数については、関与和解事件（5.7 回）が最大となっている一方で、審問回数及び証人数はいずれも取下・無関与和解事件（それぞれ 0.2 回、0.3 人）が最大となっている。また、命令・決定事件では、調査回数、審問回数及び証人数のいずれも命令事件（それぞれ 8.9 回、2.5 回、2.8 人）が決定事件を上回っている（第 7 表参照）。

第 7 表 審査状況（初審終結事件）

区分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取下	無関与	関与	命令	決定
終結件数 (件)	4	252	31	26	104	77	14
	5	250	28	26	114	78	4
一件当たりの平均調査回数 (回)	4	5.3	3.1	3.0	5.1	7.8	2.2
	5	6.2	4.3	3.2	5.7	8.9	3.0
一件当たりの平均審問回数 (回)	4	0.8	0.0	0.3	0.1	2.4	0.1
	5	0.9	0.2	0.2	0.1	2.5	0.3
一件当たりの平均証人数 (人)	4	1.0	0.0	0.5	0.2	2.7	0.0
	5	1.0	0.3	0.3	0.1	2.8	0.0

ハ 証人等出頭命令等の状況

令和５年中の初審の証人等出頭命令は、３件が係属し、２件が決定となり、１件が取下・打切となっている。

また、初審の物件提出命令は、18 件が係属し、２件が決定となり、１件が取下・打切となり、15 件が次年に繰り越されている（巻末統計表第 9-3 表参照）。

二 審問を経ないで命令を発した事件

令和５年中に終結した初審事件 250 件（移送事件を除く）のうち、労委規則第 43 条第 4 項の規定に基づき、審問を経ないで命令を交付した事件は 13 件であった。

ホ 三者委員による事件の解決のための勧告

令和５年中に初審において、労委規則第４５条の８及び第４５条の９の規定に基づき、当事者に対し、三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った件数は０件であった。

ヘ 審査の期間の目標及びその達成状況

都道府県労委の審査の期間の目標は、巻末統計表第９－１表を参照。このほか、都道府県労委ごとの具体的な審査の期間の目標の達成状況については、都道府県労委のホームページ、年報等を参照。

(5) 不服の状況

令和５年中に交付された初審の命令・決定書数は７０件（４年７８件）である。これに対し、労働者側から又は使用者側から、あるいは労使双方から再審査が申し立てられた命令・決定書数は３７件（同３６件）、行政訴訟が提起されたものは６件（同１１件）となっている。ちなみに、その不服率は５８.６％であり、４年の５５.１％と比較して増加している（第８－２表及び第８－３表参照）。

第８－１表 初審命令書数に対する不服状況推移

（単位：件、％）

年・区分		命令 決定書数 (A)	不服申立 な し	不服数(B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
元		97	25	72	74.2
2		85	31	54	63.5
3		80	29	51	63.8
4		78	35	43	55.1
5		70	29	41	58.6
5年命令・ 決定内訳	全 部 救 済	17	5	12	70.6
	一 部 救 済	34	14	20	58.8
	棄 却	15	9	6	40.0
	却 下	4	1	3	75.0

第8-2表 命令・決定に対する行政訴訟提起等の状況（初審）

（単位：件、％）

年	区分	命令・決定 書数 (A)	行訴提起 件数 (B)	再審査申立 件数 (C)	行訴提起率 (B)/(A)	再審査申立率 (C)/(A)
元		97	6	67	6.2	69.1
2		85	8	47	9.4	55.3
3		80	8	44	10.0	55.0
4		78	11	36	14.1	46.2
5		70	6	37	8.6	52.9
小計		410	39	231	9.5	56.3

（注）（A）は、当該年に交付した命令・決定書の本数を計上している。

（B）は、（A）のうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に提起されたものを含む。

（C）は、（A）のうち再審査申立てがなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に申立てされたものを含む。

第8-3表 初審命令書に対する不服状況推移内訳

（単位：件、％）

年	区分	命令・ 決定書数 (A)	不 服 合 計 (B)	再 審 査 申 立			行政訴訟提起			再(労)	再(使)	再(双)	再(労)	再(労)	不服率 (B)/(A)
				労	使	双	労	使	双	行(使)	行(労)	行(労)	行(労)	行(双)	
元		97	72	27	33	6	1	4	-	1	-	-	-	-	74.2
2		85	54	14	18	14	2	5	-	1	-	-	-	-	63.5
3		80	51	18	19	6	-	7	-	-	-	-	1	-	63.8
4		78	43	9	15	8	1	6	-	2	-	-	1	1	55.1
5		70	41	10	16	9	-	3	1	2	-	-	-	-	58.6

（注）令和3年の数値を修正したため、令和3年の年報とは一致しない。

次に、不服状況を労使別にみると、70件の命令書のうち、労働者側では、却下・棄却（救済命令中の棄却部分を含む。）の命令書53件（4年60件）に対して、再審査申立てが21件（同17件）、行政訴訟提起は0件（同1件）であり、その不服率は38％（同33％）となっている。一方、使用者側では、救済（一部救済命令中の救済部分を含む。）の命令書51件（4年48件）に対して、再審査申立てが25件（同23件）、行政訴訟提起が6件（同9件）であり、その不服率は61％（同67％）となっている（第9表参照）。

第9表 初審命令書数に対する労使別不服状況推移内訳

(単位：件、%)

区分 年	労働者提起（却下・棄却に対して）					使用者提起（救済に対して）			
	対象命令・決定書数	再審査	行 訴	再審査・行訴	不服率	対象命令・決定書数	再審査	行 訴	不服率
元	68	32	1	－	49	63	39	5	70
2	60	26	2	－	47	57	32	6	67
3	62	24	－	1	40	46	25	7	67
4	60	17	1	2	33	48	23	9	67
5	53	21	－	－	38	51	25	6	61

(注) 令和3年の数値を修正したため、令和3年の年報とは一致しない。

2 再審査事件の状況

(1) 新規申立て及び終結の状況

令和5年中に係属した再審査事件数は、前年からの繰越118件に新規申立て47件(4年44件)を加えた165件となっており、係属件数は前年に比べ6件の減少となった。

新規申立て47件の内訳は、運輸業の16件(4年7件)が最も多く、次いで教育、学習支援業が7件(同7件)と続き、地方公務員等公務関係事件は、1件(同2件)となっている。

これを労使別の申立件数でみると、労働者側申立てが21件(4年21件)、使用者側申立てが26件(同23件)となっている。

一方、終結件数は52件(4年53件)で、この結果、未処理件数113件(同118件)が次年に繰り越された。終結件数52件の内訳は、取下・和解によるものが28件(終結件数の54%)、命令・決定によるものが24件(同46%)となっている(第10-1表及び巻末統計表第2-3表参照)。

第10-1表 不当労働行為事件取扱件数（再審）

（単位：件）

年	区分	係 属 状 況			終 結 状 況			次 年 繰 越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	計	
総 計	元	89（0）	74（1）	163（1）	29（0）	25（0）	54（0）	109（1）
	2	109（1）	62（1）	171（2）	23（1）	17（0）	40（1）	131（1）
	3	131（1）	52（0）	183（1）	25（0）	31（0）	56（0）	127（1）
	4	127（1）	44（2）	171（3）	32（2）	21（0）	53（2）	118（1）
	5	118（1）	47（1）	165（2）	28（0）	24（1）	52（1）	113（1）

（注）（ ）内数字は、地方公務員等公務関係事件で内数である。

また、令和5年の再審査事件における和解認定の申立件数は22件であり、すべてが認定されている。

なお、和解調書の作成及び執行文の付与の申立てはなかった（第10-2表参照）。

第10-2表 和解の認定件数（再審）

（単位：件）

年	区分	和解件数	和解認定 申立	和解認定	うち和解調書作成		不認定
						うち執行 文付与	
3		21	17	17	0	0	0
4		30	26	26	0	0	0
5		27	22	22	0	0	0

（2） 審査の期間の目標の達成状況

中労委においては、令和4年11月、審査の期間の目標を改定し、5年から7年までの3年間で、次の目標の達成に向けて取り組んでいる。

中労委に申立てがあった不当労働行為審査事件は、1年3か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする（注）。

(注) 同一当事者間の事件が相当数係属するなど申立後直ちには手続を進行させ難いと認められる事件及び平成 16 年改正労働組合法の施行前から係属する極めて処理困難な事件については、本目標外とし、それぞれの事情に応じた個別的努力を行うこととする。

5 年の達成状況については、5 年 1 月以降の係属事件 119 件のうち、5 年末までに終結した事件は 41 件(平均処理日数 625 日)、このうち 1 年 3 か月以内に終結した事件は 13 件(全体の 31.7%)となっている(巻末統計表第 9-5 表参照)。

なお、目標の注意書きとしている事件については、35 件が翌年に繰り越された(巻末統計表第 9-6 表参照)。

(3) 再審査の状況

イ 処理日数

令和 5 年中に終結した事件の平均処理日数をみると、命令・決定では 868 日(4 年 909 日)、取下・和解では 615 日(同 442 日)、総平均では 732 日(同 627 日)となっており、命令・決定は 41 日減少し、取下・和解で 173 日増加し、全体として 105 日の増加となった(巻末統計表第 7 表参照)。

また、命令・決定に要した段階別平均処理日数(審問を経ず命令・決定した事件は含まない)についてみると、申立てから第 1 回審問前までの期間が 509 日、第 1 回審問から結審前までの期間が 0 日、結審から命令書交付までの期間が 315 日となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第 1 回審問前までの期間が 62%と最も長く、次いで結審から命令書交付までの期間が 38%となっている(第 11-1 表参照)。

第11-1 表 命令・決定事件(再審)段階別平均処理日数内訳

(単位: 日、%)

年 \ 区分	申立から 第1回審問前までの期間	第1回審問から 結審前までの期間	結審から 命令書交付までの期間	計
元	724 (56)	338 (26)	223 (17)	1285 (100)
2	400 (53)	44 (6)	306 (41)	750 (100)
3	733 (69)	3 (0)	323 (31)	1059 (100)
4	551 (61)	47 (5)	301 (34)	899 (100)
5	509 (62)	0 (0)	315 (38)	824 (100)

(注) 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

ロ 調査・審問回数及び証人数

終結事件について、終結事由別に、1件平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、命令事件では、調査回数4.9回（4年5.3回）、審問回数は0.2回（同0.4回）、証人数は0.2人（同0.5人）といずれも減少した。また、関与和解事件においては、調査回数は6.4回（同6.2回）、審問回数は0回（同0.1回）、証人数は0人（同0.2人）と調査回数については増加した（第11-2表参照）。

第11-2表 審査状況(再審査終結事件)

区 分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取 下	無関与	関 与	命 令	決 定
終結件数 (件)	4	53	2	3	27	20	1
	5	52	1	0	27	24	0
一件当たりの 平均調査回数 (回)	4	5.2	0.0	0.0	6.2	5.3	0.0
	5	5.9	14.0	－	6.4	4.9	－
一件当たりの 平均審問回数 (回)	4	0.2	0.0	0.0	0.1	0.4	0.0
	5	0.1	0.0	－	0.0	0.2	－
一件当たりの 平均証人数 (人)	4	0.3	0.0	0.0	0.2	0.5	0.0
	5	0.1	0.0	－	0.0	0.2	－

ハ 証人等出頭命令等の状況

令和5年中の再審査における証人等出頭命令及び物件提出命令の申立てについては、いずれも前年からの繰越し1件が係属し、ともに却下で終結した。（巻末統計表第9-3表参照）。

二 三者委員による事件の解決のための勧告

令和5年中に、労委規則第45条の8及び第45条の9の規定に基づき、当事者に対して三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った件数は1件あり、当事者が勧告の内容を受諾しなかった。

(4) 不服の状況

令和５年中に交付された命令・決定書数は 18 件（４年 17 件）である。これらに対し、労働者側又は使用者側から、あるいは労使双方から行政訴訟が提起された命令・決定書数は、８件（同 10 件）であった。

不服率は 44.4％（同 58.8％）となっている（第 12 表参照）。

第12表 再審査命令・決定書数に対する不服状況推移

（単位：本、％）

年・区分		命令・ 決定書数 (A)	不服申立 なし	不服申立 あり (B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
元		22	13	9	40.9
２		16	9	7	43.8
３		23	12	11	47.8
４		17	7	10	58.8
５		18	10	8	44.4
５年命令・ 決定内訳	初 審 支 持	12	10	2	16.7
	一 部 変 更	5	0	5	100.0
	全 部 変 更	1	0	1	100.0
	却 下	0	0	0	-

（注） 1 (A)は、当該年に交付した命令・決定書の本数を計上している。

2 (B)は、(A)のうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に提起されたものを含む。

３ その他

(1) 地方公務員等公務関係事件の概況

イ 初審関係

令和５年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は４件（新規申立件数 255 件の 2％）、終結件数は３件（終結件数 250 件（移送事件を除く）の 1％）となっている（第 13 表参照）。

新規申立件数４件を申立人別にみると、組合申立てが３件、個人申立てが１件となっている。労組法第 7 条該当号別では、２号関係事件が２件、３号関係事件が２件、１号関係事件が１件、４号関係事件が１件の順となっている（※）。

一方、終結件数は３件で、その内訳をみると、全部救済命令１件、一部救済命令１件、棄却命令０件、関与和解及び無関与和解がそれぞれ０件、却下決定１件、取下０件となっている。

（※） １件で２以上の項目にわたる事件があり、新規申立件数合計２件に一致しない。

第13表 地方公務員等公務関係事件係属状況（初審）

（単位：件、％）

年 区 分	元	2	3	4	5
新 規 申 立 件 数	(100) 245	(100) 280	(100) 277	(100) 227	(100) 255
うち地方公務員等公務 関 係 事 件	(4) 9	(5) 13	(3) 7	(1) 2	(2) 4
終 結 件 数	(100) 281	(100) 244	(100) 258	(100) 252	(100) 250
うち地方公務員等公務 関 係 事 件	(2) 6	(3) 7	(4) 11	(7) 18	(1) 3

（注） 令和2年の移送事件（1件）は除いている。

□ 再審査関係

令和5年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は1件（新規申立件数47件の2％）、終結件数は1件（終結件数52件の2％）であった（第10-1表参照）。

(2) 合同労組事件の概況

イ 初審関係

令和5年における合同労組事件の新規申立件数は、192件（新規申立件数255件の75.3%）となっている。このうち駆け込み訴え事件は77件あり、新規申立件数に占める割合は30.2%、合同労組事件に占める割合は40.1%となっている（第14-1表参照）。

なお、東京、大阪の各労委における新規申立事件に占める合同労組事件の割合をみると、東京78.5%、大阪84.0%となっている（第14-2表参照）。

第14-1表 合同労組事件の申立状況(初審)

(単位：件、%)

年	区分	新規申立 件数 (a)	うち合同労組事件 (b)		うち駆け込み訴え事件		
						(a)に対する割合	(b)に対する割合
	元	245	184	(75.1)	82	33.5	44.6
	2	280	213	(76.1)	92	32.9	43.2
	3	277	207	(74.7)	89	32.1	43.0
	4	227	180	(79.3)	65	28.6	36.1
	5	255	192	(75.3)	77	30.2	40.1

(注) 1 ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。

「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。

2 駆け込み訴え事件とは、労働者が労働問題が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項に係る団体交渉に対する使用者の対応が不当労働行為にあたるとして申立てがあった事件をいう。

第14-2表 合同労組事件の申立状況（初審）のうち、東京都・大阪府労委の取扱状況
（単位：件、％）

区分 年	新規申立件数				合同労組事件			
		うち東京・大阪計				うち東京・大阪計		
			東京	大阪			東京	大阪
元	245	136	95	41	184 (75.1)	103 (75.7) <56.0>	75 (78.9)	28 (68.3)
2	280	167	116	51	213 (76.1)	121 (72.5) <56.8>	79 (68.1)	42 (82.4)
3	277	173	99	74	207 (74.7)	129 (74.6) <62.3>	70 (70.7)	59 (79.7)
4	227	142	83	59	180 (79.3)	119 (83.8) <66.1>	63 (75.9)	56 (94.9)
5	255	154	79	75	193 (75.7)	125 (81.2) <64.8>	62 (78.5)	63 (84.0)

（注） 1 （ ）内は新規申立件数に対する合同労組事件の割合。

2 < >内は合同労組事件全数に対する割合。

ロ 再審査関係

令和5年における合同労組事件の新規申立件数は、34件(新規申立件数47件の70.2%)となっている。また、このうち駆け込み訴え事件は5件あり、新規申立件数に占める割合は10.6%、合同労組事件に占める割合は14.7%となっている(第15表参照)。

第15表 合同労組事件の申立状況(再審査)

(単位：件、%)

年	区分	新規申立 件数 (a)	うち合同労組事件 (b)	うち駆け込み訴え事件		
					(a)に対する割合	(b)に対する割合
元		74	45 (60.8)	7	9.5	15.6
2		62	45 (72.6)	9	14.5	20.0
3		52	31 (59.6)	4	7.7	12.9
4		44	31 (70.5)	5	11.4	16.1
5		47	34 (72.3)	5	10.6	14.7

(注) 1 ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。

「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。

2 駆け込み訴え事件とは、労働者が労働問題が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項に係る団体交渉に対する使用者の対応が不当労働行為にあたるとして申立てがあった事件をいう。

(3) 終結事案の特征的傾向累計(初審)

令和5年中に終結した初審事件 250 件のうち、初審の終結報告により終結事案の特征的傾向をまとめたのは以下のとおりで、① 労組法上の労働者性・使用者性に関連する事件は14件、② 事業再編に関連する事件は3件、③ 個人委託・請負に関連する事件は4件、④ 有期契約(労働者)に関連する事件は14件、⑤ 定年後再雇用に関連する事件は17件、⑥ 労働者派遣に関連する事件は4件であった。

(4) 非正規労働者関係事件の概況

イ 初審関係

令和5年中に交付された命令・決定のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者(有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等)に関係した事件には、以下のようなものがある。

- ① Y1会社が、①申立外C組合の2つの支部分会(以下「他分会」)の組合員が組合活動に従事するために休業することを容認し、当該休業した日について通常どおりの賃金を支払っているにもかかわらず、組合の支部分会(以下「分会」)に

はそのような取扱いをしていないこと、②他分会との間では団体交渉を就業時間中に組合施設で行っているにもかかわらず、分会との間では終業時刻以降に本社内の会議室や外部施設で行っていること、③他分会などに対して社屋の一部を組合事務所として供与しているにもかかわらず、分会には供与していないこと、並びに、Y 2 法人が、④本船荷役業務を行う Y 1 会社からの派遣労働者について、他分会の組合員を優遇する手配を行っていること、⑤組合及び分会が団体交渉を求めたところ、分会所属の組合員は Y 1 会社からの派遣労働者であることを理由として応じなかったことが不当労働行為に当たる、として救済申立てがなされた事件。**（日興サービス等事件（2・3号））【第2節1(1)No.15】**

- ② 会社が、組合員であり、会社と業務委託契約を締結しているヨガ等の講師4名の担当クラスを削減してゼロにしたことが不当労働行為に当たる、として救済申立てがなされた事件。**（ヨギー事件（1号））【第2節1(1)No.21】**

- ③ 会社が、①組合の会計に問題がある等とするビラの作成や組合員への配付に関与したこと、②組合執行委員長Aを雇止めにしたこと、③雇止め後、Aの団体交渉への出席を認めないとしたことが不当労働行為に当たる、として救済申立てがなされた事件。**（商都交通事件（1・3号））【第2節1(1)No.29】**

ロ 再審査関係

令和5年中に命令・決定書が交付された事件24件のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等）に関係した事件には、以下のようなものがある。

- ① 法人が、組合員Aを雇止めにしたこと、Aの雇止め等を議題とする団体交渉の申入れを拒否したこと、組合の団体交渉態度等について「逆ハラスメントにあたる」と述べたことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件。**（全国健康保険協会事件（1・2・3号））【No. 6】**
- ② 会社が、Xを雇止めあるいは解雇したこと、団体交渉において会社責任を持つ者を参加させない等の対応をしたことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件。**（SOMPOケア事件（1・2・3号））【No. 11】**

第16表 非正規労働者関係事件（再審査命令・決定事件）

（単位：件）

	命令・決定件数	うち非正規労働者関係事件
令和元年	25	5
令和2年	17	2
令和3年	31	10
令和4年	21	4
令和5年	24	3

- （注） 1 非正規労働者関係には、再審査事件命令書交付に係る報道発表
（<http://www.mhlw.go.jp/churoi/futouroudou/index.html>）の命令のポイント、判断の要旨から、正社員以外の非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者）に関係する事件を抽出したもの（高年齢者雇用安定法の継続雇用に係るものを除く）。
- 2 令和3年以降の数値を修正したため、令和3年以降の年報とは一致しない。